

**公共交通機関の車両等に関する
移動等円滑化整備ガイドライン（改訂案）**

バリアフリー整備ガイドライン 車両等編

3. タクシー

タクシーについては、平成 12 年に制定した交通バリアフリー法においては対象とされていなかったが、平成 18 年に制定したバリアフリー法においては、福祉タクシー車両が新たに適合義務の対象として含まれた。平成 22 年度末に改正された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」においては、平成 32 年度末までの整備目標値が新たに約 28,000 台まで引き上げられ、平成 ~~30~~²⁹ 年度末の実績は全国で ~~28,602~~^{20,113} 台となっている。

なお、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」は平成 31 年 4 月 1 日に改正され、福祉タクシーについては 2020 年度末までに約 44,000 台を導入することが新たな目標値として定められた。

ユニバーサルデザインタクシー（以下 UD タクシー）については、平成 20 年度、21 年度の国土交通省自動車交通局（当時）による「地域のニーズに応じたバス・タクシーに係るバリアフリー車両の開発」の検討結果をもとに標準的な仕様が定められた。さらに平成 23 年度より「標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定制度」が導入され、UD タクシーを表すマークも制定された。

当初、一般に販売されていたのは日産 NV200 の 1 車型のみであったが、平成 29 年 10 月に、トヨタ JPN TAXI が発売され、車椅子使用者の乗降については両車スロープ仕様であるが、NV200 は後ろから乗降、JPN TAXI は横から乗降という特徴があり、地域や用途に応じて事業者が選択できるバリエーションが出そろったことになる。

2020 東京オリンピック・パラリンピックを機会に、UD タクシー導入支援を行う自治体もあり、今後全国にさらなる普及を期待したい。

UD タクシーが一定程度普及し、利用者も増えるにつれて新たな改良も生じると考えられ、より良い車両づくりのために今後も継続的に改善を行うことが求められる。また、利用者に対応する乗務員の教育訓練も、こうした車両の安全性、快適性の向上には欠かせない要素となっており、今後も導入事業者の継続的な努力が期待される。

今回の改定では、UD タクシーが今後の標準的な車型として積極的導入がなされることが重要と考え、本ガイドラインのタクシーの單元において、UD タクシーを冒頭に記載することとした。

3.1 車椅子等対応

(1)ユニバーサルデザインタクシー

- ・車椅子使用者に限らずその他の高齢者、障害者等が他の旅客と同じように利用し、予約制の福祉限定による利用に限らず流しの運行による利用も想定する。
- ・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面、及び後面にユニバーサルデザインタクシーマークを表示し、車体前面方向からユニバーサルデザインタクシーであることを視認できるようにする。
- ・車椅子使用者が乗り込めるドア開口部の高さ、間口の広いドアを確保。
- ・低床、フラットな床であり、スロープを備え、車椅子使用者以外の障害者、高齢者等も乗降しやすいものとする。
- ・近年、ユニバーサルデザインタクシーの実車モデルの開発が進んでおり、それらの開発動向も踏まえ、具体例を示している。
- ・今後、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図る上で、タクシーとして利用可能なユニバーサルデザイン車両の開発をより一層促進することが望まれる。

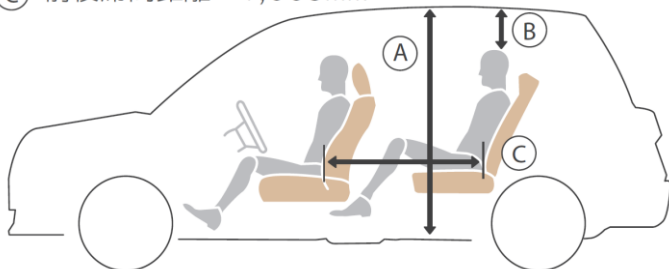
参考例

参考 4-3-1：ユニバーサルデザインタクシーの事例

- ・トヨタ JPN TAXI



- (A) 室内高…1,370mm
- (B) 後席ヘッドクリアランス…230mm
- (C) 前後席間距離…1,065mm



提供 一般社団法人日本自動車工業会

・日産 NV200



■ ご利用いただける車いすの大きさ



A : ~1050mm

B : ~700mm

C : ~50mm

※車いすは1台までのご乗車になります。

※ご利用いただけない車いすも

ございます。

事前にご確認ください。

提供 一般社団法人日本自動車工業会

①乗降口	
○：標準的な整備内容	
乗降口の広さ	(略)
車椅子対応の室内高	(略)
乗降口地上高	(略)
スロープの勾配 (詳細は②スロープを参照)	(略)
乗降口の端部	(略)
床面の材質	(略)
足下照明灯	(略)
◇：望ましい整備内容	
乗降口の広さ	(略)
車椅子対応の室内高	(略)
乗降口地上高	(略)
スロープ板の勾配 (詳細は②スロープ板を参照)	(略)
車椅子後退防止機能	(略)

②スロープ板	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
一 スロープ板若しくはリフト、寝台若しくは担架（以下この項において「寝台等」という。）又はその他の車椅子使用者若しくは寝台等を使用している者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
スロープ板の設置	(略)
○：標準的な整備内容	
スロープ板の勾配	(略)
スロープ板の幅	(略)
スロープ板表面の材質	(略)
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、電動車椅子本体（80～100kg程度）、車椅子使用者本人、 <u>介助者</u> の重量を勘案し <u>300</u> 200 kg以上とする。
スロープ板の設置方法	(略)
スロープ板の格納方法	(略)
◇：望ましい整備内容	
スロープ板の勾配	(略)
スロープ板の幅	(略)
スロープ板の耐荷重	・スロープ板の耐荷重は、300kg以上が望ましい。

③乗降用手すり	
○：標準的な整備内容	
手すりの設置	(略)
手すりの色	(略)
手すりの形状	(略)
手すりの材質	(略)

④床の材質、形状	
○：標準的な整備内容	
床の材質	(略)
床の形状	(略)
◇：望ましい整備内容	
床の形状	(略)

⑤車椅子スペース	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車（福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。）は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
二 車椅子又は寝台等の用具を備えておくスペースが一以上設けられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子スペースの設置	(略)
○：標準的な整備内容	
車椅子スペースの設置	(略)
位置	(略)
広さ	(略)
車椅子使用者の視界の確保	(略)
車椅子の方向転換に必要なスペース	(略)
◇：望ましい整備内容	
車椅子スペースの設置	(略)
広さ	(略)
手すりの設置	(略)
介助者用の座席の設置	(略)

⑥室内座席	
○：標準的な整備内容	
乗車可能な人数	(略)
◇：望ましい整備内容	
乗車可能な人数	(略)

⑦車椅子固定方法	
移動等円滑化基準	
(福祉タクシー車両)	
第45条 車椅子等対応車(福祉タクシー車両のうち、高齢者、障害者等が移動のための車椅子その他の用具を使用したまま車両に乗り込むことが可能なものをいう。)は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。	
三 車椅子又は寝台等の用具を固定することができる設備が備えられていること。	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容	
車椅子固定装置	(略)
○：標準的な整備内容	
車椅子固定装置	(略)
シートベルト	(略)
姿図・寸法	
※参考 4-3-10 車椅子固定装置の例(154ページ)参照 (略)	
<4点式車椅子固定ベルト、3点式シートベルトの例>	

⑧車椅子、補装具収納場所	
○：標準的な整備内容	
車椅子収納 スペース	(略)
補装具収納 スペース	(略)

⑨ユニバーサルデザインタクシーマークの表示

○：標準的な整備内容

ユニバーサルデザインタクシーマークの表示による乗車案内

・窓ガラス部分以外の車体の前面、左側面及び後面に、ユニバーサルデザインタクシーマークを表示し、車椅子による乗車が可能であることを明示する。乗車可能な車椅子の大きさ、形状等について車外に明示する。ただし、福祉限定のタクシーでは、ユニバーサルデザインタクシーと同一の車両であっても車椅子マークを表示する。

参考例

参考 4-3-4：ユニバーサルデザインタクシーマーク

~~・平成 23 年 9 月にユニバーサルデザインタクシーマークが決定された。~~

~~・平成 24 年 3 月にユニバーサルデザインタクシーの認定車両に係る車体表示について、通達により義務化された。~~



・標準仕様ユニバーサルデザインタクシーの認定レベルは、以下のとおり。

レベル 2	レベル 1 と比して、より利用しやすさに配慮されている等より良い構造を有するユニバーサルデザインタクシー
レベル 1	車椅子使用者や高齢者をはじめとしたすべての利用者にとって利用しやすい構造として標準的な内容を満足するユニバーサルデザインタクシー
その他のユニバーサルデザインタクシー	認定を受けていないものの車椅子用スロープ又はリフトを備えたユニバーサルデザインタクシー